住民の安全を確保する被災宅地危険度判定体制を強化

―判定士数が震災前の1.5倍に―

【被災宅地危険度判定の概要】

- ○大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ 広範囲に被災した際に、二次災害を軽減・防止し、住民の 安全を確保するため、一定の資格・経験を有する判定士 が宅地の被害状況を判定し、結果の表示を行うものです。
- ○それにより、宅地の付近を通行する歩行者に安全性を周知するとともに、宅地の使用者・居住者に二次災害防止のための対策を明示することにより、市民の不安感の解消が期待できます。





【活動の実績】

○ 平成23年に発生した東日本大震災では、震災直後の3月14日から4 月5日にかけて18日間、県内5市町村で135件の判定を実施しました。 実施市町村 土浦市・結城市・牛久市・ひたちなか市・小美玉市 判定士数 延べ88名

判 定 結 果 危険(赤)30件, 要注意(黄)64件, 調査済(青)41件

【背景】

○東日本大震災を機に、住民の宅地防災に対する関心が 高まり、迅速な被災宅地危険度判定が求められています。

【効果】

- ○活動拠点を各県民センター単位(1→6ヶ所)に増やし、早期の判定活動着手が可能となりました。
- ○被災宅地危険度判定制度の周知により、判定士の登録者数が震災前の約1.5倍に増加し、判定期間の短縮が期待できます。

